

障害児学童保育に関する調査研究 I — その課題と本調査に向けて —

恒次 欽也* 森本 尚子** 日暮 眞**

I. はじめに:

1. 障害児学童保育の背景

現在、全国に8,605カ所の学童保育所が開かれ、実施市町村数は1,088(全市町村の33.4%)である(平成9年6月23日厚生省児童家庭局全国児童福祉主管課長会議資料)。その内訳は公立公営4,964カ所(57.7%)、公立民営1,743カ所(20.3%)、民立民営1,898カ所(22.0%)(平成8年5月厚生省育成環境課調査)である。そして、これまで不明確であった学童保育所は平成10年4月1日施行の改正児童福祉法の中ではじめて法律上に位置づけられた。(資料参照)

ところで、障害児の統合保育・教育、交流保育・教育が進む中で、地域の中で健常児とともに成長していく障害児が増えてきている。こうしたインテグレーション(統合)から現在ではインクルージョン(一体化)へと、障害児・者に対する考え方は変化してきている。また、女性の社会進出に伴って、共働き家庭が増加している。それにあわせて現在、少子化対策のためのエンゼルプラン緊急保育対策等5カ年事業が進行中で女性が働きながら子育てのできる環境の整備が行われつつある。その中に「放課後児童対策事業(児童クラブ)」を1999年までに9,000カ所に増やす計画が立てられ現在進行中である。周知のようにこのプランは市町村事業が主体であり、地方版エンゼルプランとして策定されるものである。さらに、小・中学校においても週休2日制が完全実施されることになった。こうした状況において地域に受け入れられ、生活していくことが必要な障害児の放課後活動も十分に保証される必要がある。

2. 障害児学童保育の現状

障害児の放課後に関する調査は“障害をもつ

子の放課後”実態調査団調査報告書(1996)において詳細な検討が行われている。概要を述べたい。対象は北海道内のみで小学校1年から中学校3年生まで(養護学校小・中学部)の障害を有する子どもの親814人(回収率42.1%)だった。「放課後の活動」はかなり貧困で、「家で過ごすこと」(61.1%, 不明17.0%, 家周辺6.2%, 友人宅0.4%, その他7.5%)が多い。「放課後をともに過ごすことが多い相手」は友人3.5%にすぎず、母親39.7%, 不明30.6%, ひとり13.9%, きょうだい7.5%であった。また、学童保育には児童会館内付設に0.4%, 学校付設に0.1%, 民間に2.7%が通所しているだけだった。障害児の親達が集まった子育てサークルでも3.2%であった。その他自由記述などの結果も踏まえて、同報告書の小括は①障害をもつ子の学校外生活が単に狭められたものであるということのみならず、第1に、放課後生活の貧困は(中略)子どもの発達段階にそった必要からの乖離の程度が、子どもの成長とともに深化すること、第2に、何らかの社会的な支えがなければ、家族の負担が子どもの成長につれて重くなること、②家族の負担が大きくなることは第1に、親の負担・対応が子どもの生活を広げることと直接結び付くためには、親のみの対応では困難が伴うこと、第2に、約2割の家族が「住むところを変えた」、こうした負担は、場合によっては親の心身に大きな影響をもたらす、第3に、「ゆとり」の小さい家族にとって、負担の高さは限界を超える場合があるだろう、等の指摘をしている。

また、沖縄タイムスの〈1998年5月24日〉朝刊1版社会17面(日曜日)の「障害児に学童保育を/父母、教師らが「実現する会」/放課後も外で遊びたい」という記事の中で次のような現状が報告されている。やや長いが引用する。

「障害がある児童・生徒が、放課後も同年代の子どもたちと遊べる。父母らも、安心して外で働

* 愛知教育大学教育学部特殊教育教室

** 東京家政大学家政学部第二小児医学研究室

ける。そんな環境を実現しようと、県内の障害児の父母や、養護学校の教諭らが集まって98年5月23日、「障害児の学童保育を実現する会」が結成された。会の前身である準備会が四月に行ったアンケートでも、子どもが自宅に閉じこもっている実態が明らかになった。会では今後、障害児が学童保育に通えるよう、行政などに働き掛けていくという。結成のきっかけは、昨年九月の第三回県母親大会。障害児（者）分科会で「障害児も学童保育の対象にしてほしい」との意見が相次いだ。今年に入り、障害児の親や養護教諭らが集まって、三月に準備会を結成。四月には「障害児の放課後の過ごし方についての実態調査」を実施するなどして、現状や親の要望を探ってきた。障害児の父母314人から回答を得た調査（複数回答）によると、放課後の児童の過ごし方は「自宅」が73.8%と圧倒的に多かった。だれと過ごしているかについては「お母さん」46.5%、「一人」13.1%など。「友達」と答えたのはわずか7.0%で、中には「犬」と答えたものもあったという。この日、那覇市の県女性総合センターであった結成の集いには、県内から約50人が出席。それぞれが自己紹介し、「ずっと母親とべったりだった。子どもにも、友達と遊ばせてあげたい」「安心して働きに出るような環境がぜひ欲しい」といった母親の意見が多く出た。会事務局の仲松泰子さんは「多くの学童保育では障害児を受け入れる体制がない。受け入れている一部の施設も、指導員の厚意によるところが大きい。市町村へ働き掛けて、みんなが学童保育を利用できるようにしていきたい」と話している。

他にも東京では「障害児の放課後活動を保障する都内団体連絡会」による身体障害児と知的障害児を分けた子どもの放課後活動の実態調査が行われている。いずれの調査においても障害児の放課後活動が貧困である現状を示している。

こうした実態を踏まえると両親が共働きしているか、否かに関わらず障害児の放課後生活の充実が望まれることがわかる。また、放課後だけでなく、夏休みなどで学校が長期休みに入ったときにこの期間、障害児が家庭だけで過ごすのではなく、学童保育に参加するというのもひとつの選択肢になることを示していると思う。しかし、他方では親達は学童保育という仕組みがあることをあまり知らないのかもしれない。さらに障害児をかか

えて母親が働くということにためらいや罪障感があるようにも思われる。（調査では項目にあがっていないので検討課題になる）

共働き家庭の健常児は従来より学童保育に通所しているか、その他の活動をしている。障害をもつ子どもたちの学童保育の意義は健常児のそれと変わるところはない。しかし、単なる退屈しのぎでなく、障害児が学童保育に入ることはもっと積極的な意義を有している。障害児はその地域で多くの人々の理解と、協力が必要であり、学童保育への参加は障害児の生きている世界を拡大するだけでなく、自然に社会性を促進するだろう。他方、ともに過ごす健常児にとってもさまざまな子どもたちと関わることにより、視野を広め、将来、障害をもつ人たちへ積極的にサポートしていくことや、援助の具体的な方法をまなぶことができるだろう。こうした功利性だけでなく、学童保育の場は社会の縮図であり、そのままその体験が子どもの将来の姿に重なりあう。そして、こうしたことを背景に各地域の学童保育の中には障害児のための学童保育を積極的に推進しているところも多くなっている。しかし、障害児を学童保育に受け入れていくための環境が十分に整備されているとは思われない。

全国学童保育連絡協議会（以下協議会）は「学童保育実態調査のまとめ」（1994）を出版した。これは全国818自治体（回収率83.7%）に1991年から1993年にかけて学童保育のさまざまな側面に関しての実態調査を行ったものである。その中で249（29.0%）の自治体が学童保育に障害児を受け入れていると回答している。これについて「自治体の施策が条例や要綱であらかじめ障害のある子どもの入所を制限する規定を設けているところが多いこと」などを指摘している。同調査で障害児を受け入れている自治体の施設数は902カ所、1,437人、自治体の加算は56（市町村全体の23.5%）、指導員の加配は81（同33.2%）であり、受け入れていても予算や人的な援助はあまり行われていない（なお、実態調査は1998年にも再調査が行われているのでいずれ最近の状況が把握できるだろう）。

3. 障害児学童保育への自治体ならびに国の対応

現在、障害児の受け入れのための施策を持っている自治体がいくつかある。具体的にあげれば埼玉県や東京都などである。協議会編の「地方版エ

ンゼルプラン 学童保育の都道府県施策」(1995)によると埼玉県では「埼玉県養護学校放課後児童対策事業費補助金交付要綱」が定められており、加配、加算の基準が明記されている(指導員の人件費と賠償責任保険料を県と市町村で重度障害児1人あたり月額4万6000円、中軽度は2万3000円補助している。)東京都も独自の基準に従った障害児加算が行われている。しかし、これらはいまだ少数の市町村にとどまっているのであって、障害児を受け入れるために各学童保育所の個々の自助努力が必要となっている。自治体間の違いについて大阪府を例に取り上げたい。

大阪の学童保育1998年度第24集—資料集—(大阪学童保育連絡協議会)に「大阪府下市町村障害児の入所状況」がまとめられている。これには各市の障害児入所数、加配、指導員の配置基準、障害児の受け入れ基準、指導員の身分・労働条件、研修の状況が一覧表になっている。(同報告書p.25資料V)この表を見ると、かなり自治体間の差がみられる。この違いは財政状況、障害児の多少、保護者や学童保育所の行政への働きかけの違い、行政の障害児への理解度など、さまざまな理由があつてのことと思われる。また、1998年度から大阪府単独制度「障害児受入奨励特別加算」制度が創設された。これは障害児を受け入れるクラブを運営する市町村に対し、専任指導員配置のための加算制度で、一カ所に4人の障害児を受け入れている場合に1,118,000円の1/2補助である。これについて同会は「指導員一人分の人件費にすら及ばない」「実際には活用しにくい制度」である等指摘している。

大内理枝(1997)は広島市の1996年現在の障害児の学童保育を紹介している。¹⁰⁾それによると広島市はすべて公立公営で職員は嘱託、全体で36名の障害児が入所し、3人の障害児に1人の臨時指導員がつくが、状況によっては一人でも加配が可能になっている。「各区役所の担当者自身が障害児を持つ親への理解や障害児にとって集団保育の大切なことが十分理解されておらず行政の受け入れ体制にさまざまな問題があることも否めません」と指摘している。その一方では全面介助の必要な障害児2名が入会でき、それに伴い受け入れ体制にいくつかの改善がみられたという。ただし、高学年の障害児の受け入れが実際には児童館に彼らの居場所が持たず足が遠のくことになったこと

を課題としてあげていることは注目に値する。いずれにせよ、障害児の学童保育への受け入れは親だけでなく行政や現在学童保育を運営している人々、さらに周囲の十分な理解を得ることが必要である。

今回の改正児童福祉法により学童保育は局長通知と課長通知により具体的な運営等の指針が示されている(資料参照)。厚生省児童家庭局長通知は「放課後児童健全育成事業(学童保育)実施要綱」(1998)に「本事業の対象は、法(児童福祉法)第六条の2第六項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成指導を要する児童も加えることができるものであること」としている。そして、同省同局育成環境課長通知(1998)「放課後児童健全育成事業の実施について」は「本事業の対象児童に「その他健全育成指導を要する児童も加えることができる」とは、①一部に10歳を超える放課後児童も含まれること、②盲・聾・養護学校小学部1～3年に就学している放課後児童も、当該児童の状況に応じて対象児童となりうることをいうこと」(下線筆者)と規定している。なお、厚生省は重度の子どもは通園施設を利用するなど他の方法で対応することが望ましいという考えを示している(厚生省全国児童福祉主管課長会議報告書質疑応答)。また、補助金交付要綱の別表には通常の補助金基準だけで障害児加算については一切触れられていない。つまり、今回の法改正では障害児が学童保育の対象であることを公式に認めてはいるものの、障害児に関する加配や加算は認められていないことになる。これに対して協議会は厚生省への要望書(1998)の中で「4 障害児受け入れのための人件費(加算分)を予算化すること」を求めている。

4. 障害児のための学童保育

ところで、これまで指摘してきた障害児の学童保育は従来の学童保育に障害児が参加するというものである。しかし、障害児の学童保育の中には「障害児のための学童保育」があり、これは障害児を主な対象としている。障害児をもつ親や指導員などを中心にして設立されることが多い。これにあたるものはほとんど民立民営であつて、たとえば北海道札幌市内「障害児に学童保育を保障する会“いきいき”」、茨城県つくば市内「ボランの

広場」(1994つくば市障害児の放課後等支援事業の補助)、栃木県栃木市内「とちぎ障害児者生活支援センター・オープンハウスたんぼぼ」(障害児「放課後クラブ」7名月額5千円)(毎日新聞栃木版1998.1.12)、東京都昭島市内「くるみの木」、新潟県内「ろう重複障害児学童クラブキャッチホン」、東京都調布市内「クレヨン・キッズ」、東京都町田市「つくしんぼ」、京都府八幡市内八幡障害児学童保育・ディアクラブ、沖縄県名護市内の障害児学童保育「ピーターパン」(あけみお福祉会)などがある。その数は不明だが全国各地に同様の障害児のための学童保育所があるものと思われる。東京都には「障害児の放課後生活を保障する都内団体連絡会(放課後連)」があり、障害児の放課後活動を行っている学童保育等の団体があり、学習集会なども行われている(第4回1998年6月)。しかし、障害児のための学童保育所同士や各地の学童保育連絡協議会との連携はあまり多くないようである。

1998年5月24日(日)付け琉球新報に「学童保育、障害児にも」という記事が掲載され、その中で「『障害児の学童保育を実現する会』が目標とするのは、既存の学童保育所に措置するための財政及び人的保障と、障害児独自の学童保育所の設置(下線著者)の二点。」であるという。このように障害児の親達からは障害児の学童保育として既存の学童保育に障害児が参加する形のものとして障害児を中心にしたものが望まれていることがわかる。これは既存の学童保育のあり方や方針(自治体が望まない場合もある)、おかれている状況などが障害児の受け入れを困難にしているためであろう。

豊橋・どろんこクラブ(1998)の報告書「障害児と共に―豊橋・どろんこクラブの報告―」の中で同クラブを一時閉所するほどの苦労を重ねながら障害児も含めた運営の困難さが報告されている。その中で一時閉所に至った理由として障害児を含む保育活動は大変難しく指導員の労働条件(給料等)が悪くて定着しないこと、障害児を含む保育内容に問題があったこと、とくに非障害児が障害児を差別したり、障害児がいるために行きたがらないことなどが指摘されている。父母会・豊橋学童保育連絡協議会の支援を受けながら再建していく様子が詳細に記述されていて他の障害児を受け入れていく学童保育にとっても大きな参考

資料になるだろう。いいかえると、障害児を持つ親達にとっても通常の学童保育の中で自分の子どもがやっつけられるか不安であり、受け入れが悪いくらいならば障害児のための学童保育を望むのも無理のないところかもしれない。学童保育運営上の父母会と指導員の役割が大きいことを推測させる。

この2本立てが将来にもわたって継続していくのか、いずれは統合されていくものかはその親の希望、地域の学童保育の考え方、行政の対応等により不透明である。いずれにしても障害児中心の学童保育では法改正に伴う放課後児童健全育成事業に従った第二種社会福祉事業の認可を得ることは困難であろう(同法ではおおむね児童20人を認可条件の一つとしている)。したがって、各自自治体独自の補助事業として位置づけられない限り、運営を維持していくのは相当程度の保護者の自助努力、周囲の支援が必要になるだろう。

例を挙げると、栃木県足利市は障害児の学童クラブに開設費(8万円)、運営費補助(月額10万円)、児童数が5人を超える分は1人につき月額3千円を支給。重複障害児1人あたり月額1万円、軽度は5千円加算している。上述した同県栃木市は財政難を理由に補助はほとんどみられない(1997年現在)。先にも述べたように同じ県内でも市町村によりかなり行政による援助等が異なることがわかる。こうした自治体間の差は札幌の調査にも現れたように人口流動をもたらすことになるだろう。

5. 研究計画と目的

以上の問題を受けて本研究の目的は次のようである。

一つは、どの地域でも障害児を受け入れられるような学童保育をすすめていくにはどのようなことが必要なのか、あるいはそうした学童保育所の運営や保育のあり方はどのようなものか、といった全国各地の学童保育所への障害児学童保育の調査を行い、その実態を知ると共に必要な条件整備に関する検討を行っていくことである。

二つ目には障害児をもつ保護者の要望に関する調査である。実際に学童保育に通っている障害児の親達だけでなく、現在、通っていない児の親達に対しても調査をしていきたい。

こうした一連の調査をとおして障害児の放課後を有意義にしていくためにどのような行政的方策

がたてられるか、既成の学童保育所方式だけでなく別の方式が考えられないかなど検討していきたい。

三つ目には、保育所には「保育所運営指針」があるように、学童保育が障害児を受け入れる場合や障害児の学童保育を運営する場合でも「障害児学童保育運営指針」が必要であるように思われる。

四つ目には学童保育は第2種社会福祉事業と定められてはいるものの「生活の場」ということだけで施設面、人的な側面など具体的な最低基準に関してほとんど決められていないのが実状である（これについて大阪保育研究所1998は学童保育条例試案を提案している）。障害児を受け入れる場合はとりわけこうした最低基準は重要であり、これらを策定するための調査等を実施したい。

今回は所期の目的のうち一つ目に関するのみ学童保育所を適宜選び、調査項目の選定その他を検討するための予備調査を実施することにした。そして、ある程度の知見を得たのでここに報告したい。

II. 方法

1. 調査項目

1) 学童保育の運営主体（公立、委託、民間など）、2) 障害児の受け入れ状況、3) 受け入れのための留意点、4) 受け入れている場合の状況（良い点、困る点、他児との関係）、5) 必要な条件整備（施設、人員（資格）、費用、安全（保険）、その他）、6) 職員研修、7) 受け入れていない場合の理由、8) 保護者との連携、9) 行政の対応や行政への要望、その他である。

2. 調査方法

全国の学童保育所のうち施設名、連絡先がわかったところ約3,000余カ所のデータベースを作成し、これから都道府県などを考慮して210カ所を選んだ。調査票を郵送により配布、回収した。実施時期は1998年12月下旬発送し、1999年1月8日までとした。その結果は宛先不明14カ所、回収数54施設であり、実質回収率は27.6%であった。回収率が低くなった理由は実施時期が年末年始になったこと、行政との関係により回答する立場にないとする施設がみられたこと（施設からの連絡がいくつかみられた）、障害児を受け入れていない施設は回答しにくかったこと、郵送法であったことなどが考えられる。したがって、今回の結果は

参考資料にとどまることになったが、本調査に向けての予行演習としては大いに参考になった。

III. 結果及び考察—単純集計から—

1. 学童保育全般のようす

設立・運営主体は「公立・公営（14カ所）」25.9%、「公立・民間（15）」27.8%、「民立・民間（17）」31.5%、「その他（8）」14.8%であった。「はじめに」で述べた配分よりも公立・公営が少ない。しかし、もともと選び出す際に施設の設立の内訳が不明であるので全国の良い標本を取り出すことは難しかったといえる。

常勤指導員は51カ所平均1.9人±.9（0人1カ所）、非常勤指導員35カ所平均2.1人±1.8（0人1カ所、不明18カ所）であった。常勤のいない施設は1カ所のみであるが、全国的には非常勤が多いとされていて熱心な施設からの回答に偏った可能性がある。ボランティア参加2カ所（0人5カ所、不明47カ所）、保護者参加2カ所（0人5カ所、不明47カ所）であった。ボランティアが日常的に参加しているということはあまりない。障害児を受け入れるにはボランティアが不可欠であると思われるので今後の課題になるだろう。

入所定員平均41.2人±12.8（決まっていない24カ所）、現員平均31.4人±15.0で、定員よりも少ない目であるが、定員が決まっていないという施設が半数近いのは意外な結果であった。通所障害児数平均1.7人±.8である。1施設1から2人くらいが受入人数になる。

障害児の通所は「通所していない（18）」34.0%、「かつて通っていた（22）」41.5%、「通所している（13）」24.5%であり、はじめに述べたように自治体レベルの障害児受入状況は29.0%であるので一概に比較はできないが、おおむねこの程度ではないかと思われる。

以下に、障害児の通所状況別の限定質問による結果を述べる。

2. かつて障害児が通所していた施設

現在は通所していない理由は「障害児がいない（15）」71.4%、「余裕がない（4）」19.0%、「その他（2）」9.5%であり、対象児がいないことが主たる理由である。

今後の受入は「自治体の要綱による（1）」5.9%、「加配・加算による（6）」35.3%、「要望があれば（4）」23.5%、「自治体の理解が得られ

ない(1)5.9%、「その他(5)」29.4%であるが、上で対象児がいなことを理由にしているといればたで要望だけで受け入れる施設は多くない。その他の内訳は「障害の程度による(2)」、「父母と相談して」、「状況によって(2)」であった。

3. 受け入れていない施設

受け入れない理由では「要綱がない(2)」10.0%、「要綱で禁止(0)」、「要望がない(10)」50.0%、「受入困難(9)」42.9%、「別の施設がよい(1)」5.0%であり、要望がないのが最大の理由になっている。

今後の受入は「要綱次第で受入(5)」25.0%、「加配・加算があれば受入(9)」42.9%、「対象児がいれば受入(5)」25.0%、「自治体の理解がなく困難(2)」10.0%、「今後も受入予定なし(2)」10.0%で受け入れないのは合計20.0%で何らかの条件が整えば受け入れても良いことが分かった。

4. 現在通所している施設

現在、障害児が通所している施設では加算は「自治体加算あり(2)」16.7%、「施設独自加算あり(1)」8.3%でほとんど加算されていない。

「障害児入所の条例・要綱あり(1)」7.7%ということで障害児受入のための自治体レベルの法的な根拠はほとんど整備されていないことが分かった。

指導員の加配では「自治体加配あり(5)」38.5%、「施設独自加配あり(1)」7.7%、「加配なし(5)」38.5%、「加配その他(2)」15.4%で半数近くが加配している。加算よりも加配の方が先行している。

障害児の内訳(MA)は知的障害児7カ所、学習障害児1カ所、肢体不自由児1カ所、ダウン症児4カ所、言語障害児1カ所、自閉症児4カ所それぞれ受け入れられている。

保険には「強制加入(1)」8.3%、「特に定めない(10)」83.3%であった。

職員研修は「している(6)」45.5%内「障害児のための研修(2)」18.2%、障害児保育プログラム「特に決めていない(10)」83.3%、受入マニュアル「作成中・検討中(1)」7.7%、「作成していない(12)」92.3%であり、障害児を受け入れるためのソフト面の整備の立ち後れが認められる。

他方、ハード面でも施設整備は「トイレ(2)」18.2%、「出入り口(1)」9.1%、「階段の工夫(0)」、「休息・静養所(0)」ということで、施設整備を必要とするような障害児は受け入れるつもりがないものと推測できる。

5. 予備調査の結果から

予備調査の結果について率直な感想をいえば学童保育所は障害児の問題に関心がないわけではないが、しかし、それよりも法改正に伴う市町村条例や要綱、民間から公立への移行、学童保育所そのものの位置づけ、あり方、指導員制度等の課題が山積しており、これらの問題への関心や対応に追われているのが現状のようである。これを裏付けるのは今回、本報告には載せていないが、学童保育の問題等に関する自由記述を求めた項目にもっとも多く記述がみられたことから明らかである。

しかし、障害児本人はもちろん、親達にとっても学童保育は重要なものであることに変わりはない。既成の学童保育所が障害児受入に消極的になれば障害児のための学童保育所の動きを加速することになるが(選択の幅を広げるかもしれないが)はたしてこのことが双方にとって実りあるものか注意深く見守っていく必要があるだろう。こうした観点からも通常の学童保育に障害児が受け入れられる行政上の制度の整備が求められるだろう。

Ⅳ. 今後の課題

今回の予備調査により、調査方法、対象、質問項目等に問題点が多く見られた。

たとえば学童保育所と自治体との関係により、自治体を無視して回答することはできないというところも散見された。質問内容が難しいものもあったようでこれはまだ各学童保育所のスタッフに改正児童福祉法や関連法規、通知等が周知していないためである。

目的にも触れたことであるが、次年度以降、次のことを検討したい。

1. 本調査

今回の予備調査を参考にして学童保育所へ調査を実施する。

2. 障害児のための学童保育に関する保護者への調査

「障害をもつ子の放課後」実態調査団編1996年「障害をもつ子の放課後」実態調査団調査報告書

この声が聞こえますか 障害をもつ子の親達814人の叫びとささやき」の調査を参考にアンケートを作成したい。また、地方版エンゼルプランを市町村が具体的に策定するための手引き「実務必携児童育成計画 地方版エンゼルプランの手引き」(1995)がある。この中で市町村が保育等サービスニーズ等の状況を把握し、事業量算出のための基礎資料とするためのアンケート用紙「子育てサービスの利用状況・意向調査(小学校低学年児童用)」が掲載されていて児童クラブに関する項目もあげられている。親の認識やニーズを調べるためにこれの一部も質問票に取り入れたい。これらをもとに作成した質問票を用いて全国調査を行いたい。

対象は知的障害児、盲・聾学校の養護学校小学部、小学校特殊学級に通学する児の親へのアンケート調査であり、放課後や休日の過ごし方、学童保育の利用状況、利用している場合の内容、満足度、要望、費用、利用していない場合、学童保育を知らない、受け入れてもらえない、受け入れてもらいたい、近くにないなどの理由や要望他などである。

3. 現在、障害児を受け入れている学童保育所の実態調査

障害児を積極的に受け入れている学童保育所や障害児のための学童保育所への聴きとり調査を行う。調査内容は運営状況、具体的に障害児を受け入れ、運営していくための方法、行政との関係、職員研修体制(障害児理解の為など)、将来構想、要望、入所後のケア、保護者との関係、学童保育内容などである。

4. 市(区)町村<政令都市、中核都市、その他>行政の障害児学童保育への実態調査

主な市(区)町村の児童福祉法改正後の学童保育への対応と、障害児受け入れに関する状況調査のアンケート調査を行う。また、地方版エンゼルプランとの関係や援助の方式についても調査を実施する。今回は施設に予備調査を実施したが行政の施策、方針が影響していると思われたことからなるべく多様な市町村に実施したい。

5. 最終的には「障害児学童保育運営指針」「障害児学童保育最低基準」「障害児学童保育のいくつかの仕組み」の骨格を提案したい。

謝辞：本研究の実施にあたり東京家政大学の安藤

厚子氏(日暮研究室)の多大なご協力を得た。謝意を表したい。

注記：本研究は厚生省平成10年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)「要観察児等いわゆるハイリスク児の育児支援及び療育体制の確立に関する研究」(前川喜平主任研究者)分担研究「障害児の家族を含めた保健・医療ケアに関する研究」の研究補助金による。

<資料>

1) 児童福祉法(抜粋)

1. 児童福祉法第六条の二⑥「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成をはかる事業をいう。」

2. 同法第二十一条の十一[放課後児童健全育成事業の利用の促進]「市町村は、児童の健全な育成に資するため、第六条の二第六項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。」

3. 同法第三十四条の七[放課後児童健全育成事業の開始等]「市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。」

4. 同法第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童居宅生活支援事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

2) 児童福祉法施行令(抜粋)

児童福祉法施行令第一条「児童福祉法(以下「法」という。)第六条の二第六項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。」

3) 社会福祉事業法(抜粋)

社会福祉事業法 第2条の3

次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする
 2 児童福祉法にいう児童居宅介護等事業、児童
 デイサービス事業、児童短期入所事業、児童自立
 生活援助又は放課後児童健全育成事業、同法に
 いう助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭
 支援センターを営む事業及び児童の福祉の増
 進について相談する事業。

4) 厚生省児童家庭局長通知(放課後児童健全育
 成事業の実施について)(抜粋)

3 対象児童について

本事業の対象児童は、法第6条の2第6項の規
 定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭に
 いない小学校1～3年に就学している児童であり、
 その他健全育成上指導を要する児童も加えるこ
 とができるものであること。(以下「放課後児童」
 という。)

5) 厚生省児童家庭局育成環境課長通知(放課後
 児童健全育成事業の実施について)(抜粋)

2 対象児童について

本事業の対象児童に「その他健全育成上指導を
 要する児童も加えることができる」とは、②一部
 に10歳を超える放課後児童も含まれること、①
 盲・聾・養護学校小学校部1～3年に就学してい
 る放課後児童も、当該児童の状況に応じて対象児童
 となりうることをいうこと。

参考文献・引用文献

- 1) 築山崇；黒田学編『放課後の遊びと生活づ
 くりー子どもと父母のアンケートから』萌文
 社 1998.
- 2) 藤本文朗；津止正敏編『放課後の障害児ー障
 害者の社会教育』青木書店 1988.
- 3) 藤本文朗；三島敏男；津止正敏編『学校五日
 制と障害児の発達ー子ども・学校・地域づく
 り』かもがわ出版 1992.
- 4) 林知子；山田実穂；小川充代ほか 地方都市
 (前橋市)における学童保育とその保育環境
 に関する調査研究 群馬大学教育学部紀要
 芸術・技術・体育・生活科学編33 1998
 p197～206
- 5) 法制化のもとで指導員の専門性を考えるシン
 ポジウム 同シンポジウム実行委員会刊
 大阪学童保育連絡協議会 1998.
- 6) 井深淳子 学童保育児ならびに母親の生活と
 意識に関する研究ー名古屋市における実態調

査から 名古屋大学教育学部紀要33 1986
 p115～159

- 7) 幾島博子「子どもの権利条約」と子どものた
 めの施設ー1ー僕も学童保育クラブの仲間
 にいて!ー重度障害児村上優君の学童保育ク
 ラブ入会実現を人権としてとらえる運動の歩
 み 月刊社会教育39(1) 1995.1 p74～82
- 8) 泉千勢(訳) スウェーデンの学童保育(余暇
 センター)のための教育プログラム(要約)
 社会問題研究(大阪府立大学社会福祉学部)
 42(1) 1992.10 p81～97
- 9) 児童館・学童保育21世紀委員会編『児童館・
 学童保育と子ども最優先ー子どもの権利条約
 と学校五日制』萌文社 1996
- 10) 児童館・学童保育21世紀委員会編 21世紀の
 児童館・学童保育 児童館・学童保育と共生
 のまち・「まち探険」からまちづくりへ 萌
 文社 1997.
- 11) 柏女靈峰編 改正児童福祉法のすべて 児童
 福祉法改正資料集 別冊発達23 ミネルヴァ
 書房
- 12) 児玉嘉之 西ドイツの学童保育 青少年問題
 33(7) 1986.7 p26～32
- 13) 厚生省児童家庭局監修・財団法人こども未来
 財団編 実務必携 児童育成計画 地方版エ
 ンゼルプランの手引き ぎょうせい 1995.
- 14) 前田美子・森川鉄雄編 シリーズ学童保育
 第3巻 私は学童保育指導員【指導員編】
 大月書店 1998.
- 15) 松本伊智朗；佐藤満；二通論“障害をもつ子
 の放課後”実態調査団報告書 この声が聞こ
 えますか 障害をもつ子の親達814人の叫び
 とささやき“障害をもつ子の放課後”実態調
 査団刊 1996.
- 16) 松吉久美子 学童保育所のもう一つの側面ー
 LD児との関わりの中で 児童育成研究13
 1995 p47～54
- 17) 茂木俊彦；田中島晃子編『学童保育と障害児』
 一声社 1989.
- 18) 村山士郎編 シリーズ学童保育 第1巻 子
 どもたちの居場所【総論】大月書店 1998.
- 19) 村山士郎『私の学童保育論』桐書房 1998.
- 20) 名古屋市学童保育連絡協議会 子どもが求め
 る学童保育アンケート 集計結果 名古屋市
 学童保育連絡協議会 1998.

- 21) 西本絹子；浜谷直人 学童保育クラブにおける統合保育の現状と問題点－困難事例の保育の進行過程の分析 特殊教育学研究32（5）1995.3 p111～117
- 22) 小木美代子；須藤敏昭；野本三吉；川上清文；児童館・学童保育21世紀委員会ほか編著『児童館・学童保育と居場所づくり－子どもの生活に躍動と癒しの拠点を』萌文社 1995.
- 23) 大阪学童保育連絡協議会編 大阪の学童保育第24集 資料集 1998年版 大阪学童保育連絡協議会編刊 1998.
- 24) 大阪保育研究所 大阪保育研究所シリーズⅠ学童保育指導実践① 大阪保育研究所刊 1998.
- 25) 大阪保育研究所 学童保育条例試案と解説 大阪保育研究所編 大阪学童保育連絡協議会 1998.
- 26) 大曾根邦彦 障害児に対する学童保育実践－よりよい発達保障を目指して（実践報告）社会福祉研究54 1992.7 p69～73
- 27) 西郷泰之 放課後の子どもたちと健全育成～放課後児童クラブ（学童保育）の法制化（特集 児童福祉法改正される）子ども家庭福祉情報（日本総合愛育研究所）13－1997.12 p36～39
- 28) 真田祐 学童保育の法制化の意義と今後の展望（特集 児童福祉法改正の意義と展望－児童福祉法改正と今後の展望）世界の児童と母性（資生堂社会福祉事業財団）44 1998.4 p26～29
- 29) 真田祐 学童保育の法制化の意義と今後の課題（特集 動き出した「改正」児童福祉法）子どもの文化30（3）1998.3 p9～13
- 30) 佐藤由美 少子化対策の現場を見る（5）法制化でどう変わる学童保育 晨（ぎょうせい）17（2）1998.2 p100～102
- 31) 妹尾多加義 オーストラリアの学童保育をみて（行って・見て・聞いて〔44〕）（全社協児童福祉部）月刊福祉72（4）1989.4 p78～79
- 32) 白石正久『発達の子 下 障害児の保育・教育・子育て』かもがわ出版 1996.
- 33) 障害児の放課後生活を保障する都内団体連絡会編 第4回放課後連学習集会報告集－障害をもつ子どもたちの放課後や地域での生活を豊かに 障害児の放課後生活を保障する都内団体連絡会編刊 1998.
- 34) 須之内玲子 児童ケアワークの専門性－「学童保育」法制化に向けての「指導員」の専門性についての考察（特集テーマ：援助技術・家族福祉）社会福祉（日本女子大学文学部社会福祉学研究会）36 1995 p89～99
- 35) スーザン・プライス；トム・プライス著；ワーキングペアレンツ研究会訳編『働く親の子育てヘルプブック THE WORKING PARENTS HELP BOOK <Susan Crites Price; Tom Price>』ベネッセコーポレーション 1997.
- 36) 田中美奈子；須之内玲子 学童保育の現状と課題－1－社会福祉（日本女子大学文学部社会福祉学研究会）30 1990.3 p72～85
- 37) 豊橋学童保育連絡協議会羽根井花田どろんこクラブ 障害児と共に－豊橋・どろんこクラブの報告－障害児たちにも生き生きした放課後を 豊橋学童保育連絡協議会羽根井花田どろんこクラブ 1998.
- 38) 山崎文香 学童保育を障害児にも（特集 ボクらの放課後）みんなのねがい（全国障害者問題研究会）351 1997.5 p20～23
- 39) 横浜学童保育連絡協議会編 横浜の学童保育運動 1998年度定期総会議案 「留守家庭の子どもに、今こそ学童保育を！」同 別冊・付属資料集 横浜学童保育連絡協議会 1998.
- 40) 全国学童保育連絡協議会編 学童保育 実態調査のまとめ 全国学童保育連絡協議会編刊 1994.
- 41) 全国学童保育連絡協議会編 地方版エンゼルプラン 学童保育の都道府県施策 全国学童保育連絡協議会編刊 1995.
- 42) 全国学童保育連絡協議会編 学童保育の法制化 Q & A 全国学童保育連絡協議会編刊 1997.
- 43) 全国学童保育連絡協議会編『240万家族のいま・未来－働きながら子育てする』一声社 1997.
- 44) 全国学童保育連絡協議会編 学童保育の法制化－国会審議記録 全国学童保育連絡協議会編刊 1997.
- 45) 全国学童保育連絡協議会編 新版 学童保育のハンドブック 一声社 1998.
- 46) 全国学童保育連絡協議会編 第33回全国学童

保育研究集会資料 全国学童保育連絡協議会
1998.

- 47) 全国学童保育連絡協議会編 放課後児童健全
育成事業（学童保育）実施要綱と補助金 ―
解説と資料― 全国学童保育連絡協議会編刊
1998.